令和７年第１回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第３号（令和７年３月７日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

――――――――――――――――――――

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第２号　令和７年度三沢市一般会計予算

第３　議案第３号　令和７年度三沢市国民健康保険特別会計予算

第４　議案第４号　令和７年度三沢市食肉処理センター特別会計予算

第５　議案第５号　令和７年度三沢市介護保険特別会計予算

第６　議案第６号　令和７年度三沢市後期高齢者医療特別会計予算

第７　議案第７号　令和７年度三沢市水道事業会計予算

第８　議案第８号　令和７年度三沢市下水道事業会計予算

第９　議案第９号　令和７年度三沢市立三沢病院事業会計予算

第10　議案第10号　令和６年度三沢市一般会計補正予算（第６号）

第11　議案第11号　令和６年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第12　議案第12号　令和６年度三沢市食肉処理センター特別会計補正予算（第２号）

第13　議案第13号　令和６年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第14　議案第14号　令和６年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第15　議案第15号　令和６年度三沢市水道事業会計補正予算（第２号）

第16　議案第16号　令和６年度三沢市下水道事業会計補正予算（第２号）

第17　議案第17号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第18　議案第18号　三沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び三沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第19　議案第19号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第20号　三沢市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第21　議案第21号　三沢市ケーブルテレビジョン施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22　議案第22号　三沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第23　議案第23号　三沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第24　議案第24号　三沢市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につい

て

第25　議案第25号　三沢市新産業創造支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

第26　議案第26号　三沢市斗南藩記念観光村条例の一部を改正する条例の制定について

第27　議案第27号　三沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第28　議案第28号　市道の路線の廃止について

第29　議案第29号　市道の路線の認定について

第30　総括質疑

第31　特別委員会の設置及び議案の付託

第32　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第２号　令和７年度三沢市一般会計予算

第３　議案第３号　令和７年度三沢市国民健康保険特別会計予算

第４　議案第４号　令和７年度三沢市食肉処理センター特別会計予算

第５　議案第５号　令和７年度三沢市介護保険特別会計予算

第６　議案第６号　令和７年度三沢市後期高齢者医療特別会計予算

第７　議案第７号　令和７年度三沢市水道事業会計予算

第８　議案第８号　令和７年度三沢市下水道事業会計予算

第９　議案第９号　令和７年度三沢市立三沢病院事業会計予算

第10　議案第10号　令和６年度三沢市一般会計補正予算（第６号）

第11　議案第11号　令和６年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第12　議案第12号　令和６年度三沢市食肉処理センター特別会計補正予算（第２号）

第13　議案第13号　令和６年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第14　議案第14号　令和６年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第15　議案第15号　令和６年度三沢市水道事業会計補正予算（第２号）

第16　議案第16号　令和６年度三沢市下水道事業会計補正予算（第２号）

第17　議案第17号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第18　議案第18号　三沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び三沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第19　議案第19号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第20号　三沢市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第21　議案第21号　三沢市ケーブルテレビジョン施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22　議案第22号　三沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第23　議案第23号　三沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第24　議案第24号　三沢市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第25　議案第25号　三沢市新産業創造支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

第26　議案第26号　三沢市斗南藩記念観光村条例の一部を改正する条例の制定について

第27　議案第27号　三沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第28　議案第28号　市道の路線の廃止について

第29　議案第29号　市道の路線の認定について

第30　総括質疑

第31　特別委員会の設置及び議案の付託

第32　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１８名）

議長	１番	加澤　明君
副議長	１０番	佐々木　卓也君
	２番	浅野　一朗君
	３番	小比類巻　大晃君
	４番	久保田　隆二君
	５番	舩見　昌功君
	６番	小比類巻　孝幸君
	７番	鈴木　重正君
	８番	遠藤　泰子君
	９番	下山　光義君
	１１番	奥本　菜保巳君
	１２番	澤口　正義君
	１３番	瀬崎　雅弘君
	１４番	西村　盛男君
	１５番	春日　洋子君
	１６番	小比類巻　雅彦君
	１７番	馬場　騎一君
	１８番	堤　喜一郎君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（１５名）

市長	小檜山　吉紀君
副市長	佐々木　亮君
総務部長	織笠　一任君
政策部長	田中　浩君
財務部長	吉村　聖毅君
市民生活部長	田中　誠君
健康福祉部長	大塚　勤光君
経済部長	坂岡　敏行君
建設部長	沼辺　慎也君
上下水道部長	角　貴浩君
総務部参事兼秘書課長	種市　俊之君
三沢病院事務局長	遠藤　恵介君
消防長	髙田　義一君
教育長	山内　康之君
教育部長	岡部　章典君

◎職務のため出席した職員

副参事兼次長	冨田　暁史君
議事総務係長	三上　雅代君
主査	中嶋　泰史君

配付資料

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１６番	委 員 長	小比類巻　雅彦
１５番	副委員長	春　日　洋　子
２番	委　　員	浅　野　一　朗
３番	委　　員	小比類巻　大晃
４番	委　　員	久保田　隆　二
５番	委　　員	舩見　昌　功
６番	委　　員	小比類巻　孝幸
７番	委　　員	鈴　木　重　正
８番	委　　員	遠　藤　泰　子
９番	委　　員	下　山　光　義
１１番	委　　員	奥　本　菜保巳
１２番	委　　員	澤　口　正　義
１３番	委　　員	瀬　崎　雅　弘
１４番	委　　員	西　村　盛　男
１７番	委　　員	馬　場　騎　一
１８番	委　　員	堤　　喜一郎

◎補正予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
６番	委 員 長	小比類巻　孝幸
９番	副委員長	下　山　光　義
３番	委　　員	小比類巻　大晃
４番	委　　員	久保田　隆　二
８番	委　　員	遠　藤　泰　子
１１番	委　　員	奥　本　菜保巳
１２番	委　　員	澤　口　正　義
１７番	委　　員	馬　場　騎　一

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１３番	委 員 長	瀬　崎　雅　弘
１４番	副委員長	西　村　盛　男
２番	委　　員	浅　野　一　朗
５番	委　　員	舩見　昌　功
７番	委　　員	鈴　木　重　正
１５番	委　　員	春　日　洋　子
１６番	委　　員	小比類巻　雅彦
１８番	委　　員	堤　　喜一郎

午前１０時００分　開議

○議長（加澤　明君）　おはようございます。

出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、タブレットに配信しております議事日程第３号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（加澤　明君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

西村盛男議員の登壇を願います。

西村議員。

○１４番（西村盛男君）　おはようございます。１４番、かがやきの西村盛男でございます。

一般質問に入ります前に、議長のお許しをいただいて、一言申し述べさせていただきたいと思います。

我々の同志である田嶋孝安さんが１月に御逝去されました。市議として、どんなときも行動を共にした仲間であるとともに、時には様々な助言をしてくださる人生の先輩でありました。必ずこの場に戻ってくると本人は決意して闘病生活を送っておりましたが、それがかなわなかったことは、本人が一番悔しい思いでおられると思います。

これまで市政発展のために情熱を持って活動してこられたその御功績に対し、この場をお借りし、心から敬意を表したいと思いますし、このまちの未来が輝かしいものとなるよう、田嶋さんの思いを胸に、田嶋さんの分まで、今を生きる者として、その責任を果たしてまいりたいと思う次第でございます。

それでは、通告に従いまして、市政に対する一般質問をさせていただきます。

行政問題の１件目、避難所における生活環境の改善についてお伺いいたします。

まずは先般、岩手県大船渡市で発生した大規模山林火災につきましては、いまだ予断を許さない状況下、現地で消火活動、救助活動等に従事されている方々に敬意を表したいと思いますし、これまで犠牲となられた方へ御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に対し、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

そして、２０１１年３月１１日に発生し、当市を含む東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、はや１４年がたとうとしておりますが、当時から現在に至るまで、地震や台風、豪雨などの自然災害は激甚化、頻発化し、その影響は全国各地において今もなお大きな傷跡を残しております。

こうした中、国においては、昨年１月１日に発生した能登半島地震での教訓を踏まえ、今後、抜本的に防災対策の強化を加速させることとしており、特に避難所における生活環境の改善については、重要課題の一つとして位置づけられました。

この背景には、能登半島地震の際、避難所での過酷な生活環境によって、エコノミークラス症候群や体調悪化等によりお亡くなりになられる方々、いわゆる災害関連死が大きな問題として取り上げられるなど、避難所における健康管理やプライバシーの確保、トイレ不足、物資や食事提供の遅延、衛生環境の悪化等が課題として浮き彫りとなった現状があります。

これらのことは決して他人事ではなく、いつ、何どき、発生するか分からない自然災害に対し、行政として地震や津波等への直接的な対策のみならず、二次的被害から住民の生命と健康を守るため、避難所における生活環境の充実についても、今まで以上にしっかりと目を向ける必要があります。

これまで、当市におきましても、災害に強いまちを目指し、様々な取組を進めてこられたと承知しているところではありますが、国の令和６年度補正予算には、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）が盛り込まれており、避難所の生活環境の抜本的改善をはじめ、災害にも対応できる地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な

取組を支援する方向が示されました。

支援メニューの一例としては、快適なトイレや暖かい食事の提供、パーティションつき簡易ベッドや入浴設備の導入等が示されており、避難者の健康面や感染症対策、プライバシー保護等に配慮した生活環境の構築が目的とされております。

今後、国が防災庁の設置に向けた事前防災の徹底や災害対処体制の強化など、防災立国構築への歩みを加速させていく中、当市としましても、これら交付金等を積極的に確保・活用することを含め、官民連携、他自治体間連携強化も図りながら、避難所環境の充実に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、次の２点を伺います。

１点目、当市における避難所環境の現状と課題について伺います。

２点目、今後どのように取り組まれていくのか、お伺いをいたします。

次に、非常用物資の備蓄状況について伺います。こちらにつきましては、先ほどの質問項目と重なる点もあるかと思いますが、今回は、項目を分けて質問させていただきたいと思いますので、御了承願います。

先ほど申し上げましたとおり、近年、全国的に地震や豪雨、豪雪などの自然災害が頻発している中において、いつ、何どき、発生するか分からない大規模災害に対する備えの重要性がこれまで以上に高まってきております。

災害備蓄については、自助、共助が基本であり、一人一人が日頃から必要な物資を備えておくこと、そして地域で助け合える体制をしっかりと構築しておくことが何よりも重要である一方で、しっかりとそれらを保管し得る充実した公助も非常に大切であります。

現在、災害備蓄に関しましては、乳幼児や女性、高齢者、持病やアレルギーがある方など、配慮が必要な方々に対しては、あらゆるニーズに寄り添った対応が求められるほか、寒冷地を中心として、真冬の避難についても大きな課題となっております。

報道によれば、日本海溝・千島海溝地震発生時、津波被害の想定地域は、本県で２２市町村、その避難者数は少なくとも１８万人となり、このうち津波から命を守るための指定緊急避難所では、屋外にある避難場所のうち防寒対策ができているものは１割強にとどまっているなど、政府が同地震への備えとして、避難時の防寒対策推進を掲げている中、十分な対策は進んでいない現状が浮き彫りとなったとのことでありました。

当市におきましても、備蓄計画に基づき、平時より計画的な災害備蓄に取り組まれていることと思いますが、災害備蓄の充実に当たっては、予算の確保、保管場所の確保と管理、住民の多様なニーズへの対応、円滑な配送・配布の仕組みなど、様々な課題もあるものと推察します。

そこで、今後、公助を担う行政として、いつ、どこで起こるか分からない大規模災害への備えについて、以下の２点伺います。

１点目、当市における非常用物資の備蓄状況と課題について伺います。

２点目、今後の取組についてお伺いをいたします。

次に、教育問題の１点目、当市における不登校児童・生徒に対する取組について伺います。

文部科学省の調査によりますと、「２０２３年度に学校を３０日以上欠席した不登校状態にある小中学生は、全国で３４万人余り、全年度と比較し、約４万７，０００人、率にして約１５％増となり、過去最多であった」との記載がございました。

こうした状況を改善するために、令和５年３月、国において、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）が取りまとめられました。

これは、９０日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関で相談・指導等を受けていない小中学生が全国で４万人を超える中、多様な学びの場を確保し、不登校により学びにアクセスできていない子供たち

をゼロにすることなどを目指す計画となっております。

また、青森県が県基本計画「青森新時代」への架け橋の目指す姿の実現に向け、教育施策における目標やその根本となる方針を示した個別計画、教育施策の大綱「あおもり未来教育ビジョンＶｅｒ１．０」においても、多様な教育ニーズへの対応として、不登校児童・生徒への対策が明記されており、今後、社会全体でこの現状を変えるために、悩みを抱える子供たち一人一人に寄り添った取組がこれまで以上に進んでいくものと考えます。

当市におきましても、これまで市内学校へ心の教育相談員やスクールソーシャルワーカー等の設置をはじめとし、様々な取組を通じて悩みを抱える児童・生徒に寄り添ってこられたと認識しておりますが、子供たちが抱える問題が複雑、多様化する中、当市としても、より充実した環境整備が求められるのではないでしょうか。

そこで、次の２点を伺います。

１点目、当市における不登校児童・生徒の現状と課題について伺います。

２点目、今後の取組について伺います。

次に、教育問題の２点目、教員の働き方改革について伺います。

現在、教員不足が全国的に深刻化している中、教員の業務負担軽減、働き方改革の必要性が叫ばれています。

参考までに、昨年実施された県教員採用試験の状況を見ますと、応募者数は、初めて１，０００人を割り、９９８人、最終倍率は、前年度比０．５ポイント減の２．８倍となるなど、教員不足の解消に向けて非常に厳しい現状が浮き彫りとなりました。

こういった状況が続くほど、必要な人材の確保が難しくなるとともに、結果として、児童・生徒への支援の質の低下や教員の負担の増加を招くことが予想されます。

教員不足の背景としましては、労働環境の問題、特別支援学級数の増加、産休・育休を取得する教員の増加など、様々な要因が混在していると考えられますが、これらへの対応として、本来は学校以外が担うべき業務を地域やサポートスタッフに振り分けること、授業時数や学校行事の負担軽減、部活動の運営体制の見直し、学校ＤＸの推進等を含め教員の業務効率化、労働環境の改善に向けた取組が、現在、国を挙げて進められているところであります。

当市においても、教員の働き方改革について課題を整理しながら、様々な取組を行ってこられていると認識しておりますが、他自治体での事例として、手書きの採点業務を大幅に効率化するデジタル採点システムの導入や教員の授業準備や資料策定等を担うスクールサポートスタッフの充実、また、特に小学校高学年における特定の教科を専門とする人材が担任に代わり授業を受け持つ教科担任制については、自治体独自で導入している事例もあると伺っております。

教員の業務負担軽減を図りながら、教員が児童生徒と直接向き合う時間を確保するためにも、有益な取組であると考えます。

これらの点を踏まえ、当市における教員の働き方改革の現状と課題について、そして今後の取組についての２点をお伺いいたします。

最後に、「放課後子ども教室」の取組について伺います。

放課後子ども教室は、放課後や週末に小学校や公の施設等を活用し、地域住民の参画を得ながら、安心して多様な体験・活動ができる場を提供する、国が進める放課後対策事業を指し、子供の居場所づくりを主たる目的としています。

活動内容は、スポーツ、文化活動、体験活動、学習支援等、地域の実情に応じて多岐にわたっており、児童館に通っている、いないに関係なく、全児童が対象であるほか、学校や公共施設等を活用することで費用を低く抑えることができ、保護者の経済状況による習い事などの体験格差を埋めることにもつながるほか、児童と地域の方々とが交流すること

により、多世代間交流が促進されることが期待されます。

本格的な実施に当たっては、学校施設等を活用する場合、トラブルなどを懸念してなかなか話が進まないケースや地域の受け皿・人材をどう確保するか。また、持続的な事業展開に向けた予算の確保など、様々な課題もあるかとは思いますが、何よりも未来を担う子供たちに多様な選択肢を与えることにもつながる有益な取組であるとの思いから、当市の御見解を伺うものであります。

以上、壇上からの一般質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加澤　明君）　ただいまの西村盛男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　おはようございます。

ただいまの西村議員御質問の行政問題の避難所における生活環境の改善についての第１点目、当市の現状と課題については私から、そのほかにつきましては、教育長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

避難所における生活環境の改善については、さきの能登半島地震における避難所生活においても、備えが十分でないことに起因し、健康被害がもたらされるなど、課題が見受けられているところでございます。

当市では、これまで三沢市避難所運営マニュアルの作成や避難所へ初動運営キットを備え付けることで、迅速かつ確実な避難所の開設や運営となるよう対策に努めてまいりました。

また、例年実施している三沢市総合防災訓練においては、避難所の開設や運営の中で配慮すべき点について、国が示すガイドラインやマニュアルに沿った訓練を実施する等、事前に手順を確認することで、災害発生時に生かすことができるよう、取組を進めてきたところでございます。

さらに、近年では、女性視点での環境改善にも配慮しながら、乳幼児の離乳食や粉ミルク、生理用品等の備蓄を行うとともに、昨年７月には、市の若手職員を対象とした男女共同参画の視点に立った研修会を開催したところでございます。

当市においては、これまで避難所の開設や運営に重点を置き、進めてきたところでございますが、今後の課題として、国の示すガイドラインに基づく新たな視点を取り入れながら、避難所の健康が維持されることを目標とした環境改善に取り組むことで、避難所の質の向上につなげてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（織笠一任君）　行政問題の避難所における生活環境の改善についての第２点目、今後の取組についてお答えいたします。

内閣府は、平成２８年度に示した避難所の運営ガイドラインにおいて、これまでの避難所には、生活の質における課題が多く、今後は避難者の健康が維持されることを目標にすべきであるとしているところでございます。

当市は、これまで避難所の開設や運営について取り組んできたところでございますが、今後はさらに、質の向上を伴った良好な生活環境の確保が求められていると考えているところでございます。

また、昨今、先進的な自治体においては、避難所の衣・食・住に係る環境整備に人道的な見地から、国際基準を取り入れることで避難者の心身への影響や快適性の維持に配慮した対策が講じられ始めております。

このような状況を踏まえた当市の避難所における生活環境についての今後の取組といたしましては、女性視点による細やかな配慮、簡易ベッドを活用した寝床の確保、衛生面に配慮したトイレ対策、防寒対策用品の確保等、被災者の健康が維持されることを目的とした改善につなげてまいりたいと考えております。

避難所における生活環境の改善の第２点目

については、以上でございます。

次に、行政問題の非常用物資の備蓄状況についての第１点目、当市の現状と課題についてお答えいたします。

当市では、三沢市備蓄計画に基づき、想定されるうち、最も避難者が多い太平洋側海溝型地震における津波による被害を想定し、沿岸地域の住民４，３００人分の発災直後から３日間における被災者の避難生活に最低限必要な物資等の備蓄を進めているところでございます。

備蓄品目といたしましては、食料、飲料水、乳幼児ミルク及び使い捨て哺乳瓶、毛布、紙おむつ、生理用品、大判タオルや歯ブラシなどの生活用品となっており、現在の備蓄状況につきましては、ほぼ備蓄目標を達成しているところであります。

また、災害時に民間から物資を調達する流通備蓄についても、企業と協定を締結する取組を行っているところであります。

その一方で、避難所の生活をよりよくする必要から、非常用物資の種類や数量が今後も増加すると見込まれるため、保管する倉庫の確保が課題であると認識しているところでございます。

非常用物資の備蓄状況の第１点目については、以上でございます。

次に、行政問題の非常用物資の備蓄状況についての第２点目、今後の取組についてお答えいたします。

非常用物資の備蓄については、近年の自然災害の頻発化、激甚化を受けて、その重要性が再認識されております。特に、当市のような北国での冬期間における大雪や寒波などの影響を考慮した非常用物資の備蓄は、市民の安全を確保するために欠かせない要素となっております。

現在、当市では、冬期間に必要となる非常用物資の備蓄はしてはいるものの、生活に最低限必要なものだけでありますことから、今後におきましては、避難所での生活をよりよくするための物資や配慮を必要とする方への物資の備蓄を進めてまいりたいと考えております。

また、他自治体や地域企業との連携体制の構築を行うことにより、当市だけでは対応できない場合においても、広域的な支援を受けることが可能となり、地域全体での防災力向上につながると考えております。

今後におきましても、国や県からの支援制度についても積極的に活用し、避難所の質の向上及び物資の保管場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　教育問題の不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応についての第１点目、当市における現状と課題についてお答えいたします。

当市における年間３０日以上の欠席があった不登校児童・生徒数は、令和３年度は、小学生１８名、中学生４４名、合計６２名。令和４年度、５年度は、共に小学生２１名、中学生４５名、合計６６名となっております。

全国では、前年比１５．９％、青森県では、前年比２６．２％の割合で不登校児童・生徒数の急激な増加が認められる中、当市におきましては、ほぼ横ばいで推移しているのは、不登校対策の一つとして心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として採用し、市内の全小中学校で児童・生徒が相談しやすい体制を整えていることが一定の成果を上げていると考えております。

しかしながら、不登校児童・生徒の出現率を見ますと、全国及び県の値より下回ってはいるものの、当市も微増傾向にあり、今後も危機感を持って取り組む必要があると認識しております。

心の教室相談員及びスクールソーシャルワーカーの勤務の現状は、今年度、心の教室相談員は７名、スクールソーシャルワーカーは３名を任用しており、１日６時間、週４日程度の勤務となっております。相談件数は年々増加傾向にあり、配置校にはなくてはな

らない存在となっております。

また、国際交流教育センター内にある教育相談センターには、相談員２名、適応指導員３名を配置し、主に保護者からの電話及び来室相談や通室生の個別指導に当たっております。

これら、会計年度任用職員の勤務の課題といたしましては、勤務日及び勤務時間が限られますことから、別室登校する児童生徒が複数いる学校の場合、一人一人の児童生徒への指導のために、教頭や校長も対応しなければならない現状が見られることが挙げられます。

不登校及び不登校傾向児童・生徒の対応についての第１点目、当市における現状と課題については、以上でございます。

次に、教育問題の不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応についての第２点目、今後の取組についてお答えいたします。

令和７年度は、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーは、各校の要望に沿った配置を予定しております。また、新たな取組として、別室登校する児童・生徒が比較的多い小学校１校及び中学校１校については、１日７時間、週５日勤務できます専任の適応指導員を配置することで、校内の支援体制を強化していく予定であります。

今後も、各校の実情や要望に応えられるよう、相談体制の充実に努めてまいります。

不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応についての第２点目、今後の取組については、以上でございます。

続きまして、教育問題の教員の働き方改革についての第１点目、当市における現状と課題についてお答えいたします。

教員の働き方改革については、国や県の方針を受けて、令和２年３月に策定した三沢市教育委員会学校における働き方改革プランを基に取り組んでいるほか、教員の研修体制の見直しや、校長会と連携した市教育振興会事業の見直し、改善などにより、教職員の時間外勤務時間等の面からある一定の効果が見られているところであります。

まず、人的支援の面では、当市では、学校教育支援員、学校司書、部活動指導員等を他の自治体よりもいち早く配置しており、その実数も他より充実しているものと捉えております。

小学校の教科担任制については、市独自での教員採用を行ってはいないものの、県から教科担任や英語専科の加配教員が配置されている学校はもちろんのこと、学校内の教員体制の工夫により、授業の質の向上、生徒指導の充実、中学校との円滑な接続等の狙いからも、市内小学校の７校全てにおいて実施されております。

次に、事務的支援の面では、自動採点アプリが一部の中学校で試験的に導入され、短時間で採点、集計、分析できることで、教員に時間のゆとりが生まれていると聞いているところであります。

また、県から当市にスクールサポートスタッフが複数校兼務４名、単独校２名の計６名が配置されております。当市は、学校教育支援員を現在６３名配置しており、その職務は、授業の支援だけではなく、教員の事務的支援も含まれ、児童・生徒、教員及び学校全体の支援に努めているところであります。

働き方改革における人的支援及び事務的支援の今後の課題といたしましては、教科担任制を実施するために、県教育委員会との連携をより密にした安定的な教員の確保、学校教育支援員等の人的支援のさらなる拡充、自動採点アプリの導入に向けた有効性の分析と捉えております。

教育問題の教員の働き方改革についての第１点目、当市における現状と課題については、以上でございます。

次に、教育問題の教員の働き方改革についての第２点目、今後の取組についてお答えいたします。

働き方改革における今後の取組といたしましては、まず人的支援の面では、安定的な教員の確保のために、既に行っている県教育委

員会と連携した広報やマックテレビにおける講師募集を継続し、その他、独自に自治体で実施している教員採用についての調査・研究、学校教育支援員等の人的支援のさらなる拡充と学校事情を踏まえた適正な配置に努めてまいります。

次に、事務的支援の面では、自動採点アプリ等の有効性について、校長会での共有、そして検討、県から配置されるスクールサポートスタッフの確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　教育問題の第３点目、放課後子ども教室についてお答えいたします。

放課後子ども教室に準じた取組は、社会教育法第５条、市町村の教育委員会の事務の規定において、地域学校協働活動の一つとして明記されております。

その内容につきましては、小学生を対象に、放課後や休業日において、学校や社会教育施設等で学習活動やスポーツ、文化・芸術活動、地域住民との交流活動など、多様な学びの場を提供する取組であります。

当市の状況ですが、全ての小学校が地域の課題などに対応するため、地域住民等の意見を取り入れながら、多様な地域学校協働活動を展開しており、そのうち一部の小学校で生け花、茶道、将棋など各種教室や健康講話など、放課後子ども教室に準じた取組が実施されております。

今後、当市の地域学校協働活動における放課後子ども教室の拡大に当たっては、小学校の空き教室等の場所確保や講師等の人材の確保、多くの小学生が参加できる実施体制の構築などが課題として挙げられます。

教育委員会といたしましても、多様な学びの機会を創出する重要性について深く認識しておりますことから、これまでの活動を検証しつつ、今後の実施体制について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　西村議員。

○１４番（西村盛男君）　それでは、再質問させていただきたいと思います。

避難所における生活環境の改善について、今後の取組というところを御答弁、先ほどいただきました。

こちらの問題、そして次のテーマもそうでありますが、防災については、特に春日議員がこれまで熱心に取り組んでこられたテーマでありまして、着実に充実の方向に向かっておられるなという感想を持たせていただきました。しかしながら、いつ、何どき、起こるか分からない様々なケースも想定しなければいけないと思います。

国においては、今後、避難所環境をより充実させていく一つの取組として、避難所の環境を国際基準に合わせていくということを石破総理もおっしゃっておられました。

スフィア基準というようなのですが、この基準は、居住スペースだとか、食べ物、飲み物、食料の必要量も細かく定められているとか、非常に厳しい基準であると思うのですが、こういったものを今後、国も生活環境の改善を進めていく中で、三沢市もそれにそぐう生活環境を整えていくといった場合に、どういった課題があるのか。そしてまた、スフィア基準というものに関する捉えについてお伺いができればと思います。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（織笠一任君）　ただいまの避難所における生活環境の改善についての再質問の避難所の国際基準、スフィア基準に関する認識、それと現時点での課題についてお答えさせていただきます。

スフィア基準は、人道憲章や人道支援における給水・衛生、食料、避難所、保健医療の４分野にわたり、最低限の基準が記載されたもので、避難所の質の向上を考えるときに参考とすべき国際基準となっており、避難所運営マニュアルなどに取り入れている自治体もあることは承知しております。

スフィア基準の基本理念といたしまして

は、被災者には尊厳ある生活を営む権利がある、支援を受ける権利がある、また、苦痛を軽減するため実行可能な手段が尽くされなければならないことを掲げております。

具体的には、飲料水と生活用水の合計は、1日１人当たり１５リットル以上、１人当たりの居住空間は、最低３．５平方メートルなどが示されております。

この基準を満たすためには、当市の避難所におきましては、避難所の増設や改修が必要になり、財源・人材の確保等が課題となり、現状においては、このスフィア基準を全て満たすことは困難な状況でありますが、国が検討を進めている自治体への支援の内容や他自治体の動向などを注視しながら、スフィア基準を満たす避難所の設置に向けた研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　西村議員。

○１４番（西村盛男君）　理解をいたしました。

国の動向もしっかりと注視していただきながら、いざ災害となったときには、住民の生命、健康を守れる体制を常に考えていっていただきたいと思いますし、また、県や他自治体との連携といったことでも、助け合うということも重要になってくると思います。

県は、防災力強化に向けた新しい行動計画を１月に発表しておりまして、県の条例改正や備蓄品の充実、避難所環境の充実など、県と市町村の連携強化を図る方向性を示しております。

こういった国、県の動きをしっかりと注視しながら、市としてもしっかりと今後取り組んでいっていただきたいと思いますし、質問の中でも触れました、国の新年度予算において、防災関連の交付金が盛り込まれているわけですから、ぜひとも積極的に活用していただき、避難所環境の充実を図っていっていただきたいと思います。

次に、時間もありますので、質問を移らせていただきます。

災害備蓄についてであります。質問でも触れましたが、指定緊急避難所で防災対策、これは幾らか備蓄できているけれども、今後さらに充実をさせていくというお話がありました。現状はそれが十分な状況にないとは思うのですけれども、そこら辺をもう少し詳細に教えていただければと思います。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（織笠一任君）　ただいまの非常用物資の備蓄についての再質問にお答えいたします。

指定緊急避難場所、避難所等での防寒対策についてはどうなっているかということについてお答えしたいと思います。

まず、指定緊急避難場所についてですが、指定緊急避難場所というのは、災害時に緊急に一時的に避難する場所でありますことから、当市では、公園や学校の校庭など、屋外を指定しております。指定緊急避難場所の防寒対策は、屋外であるということから、対策のほうが大変難しく、現状としては、各避難者自身でのジャンパーや手袋という着用によるものとなります。

指定緊急避難場所は、一時的な避難場所ではあるものの、防寒対策は検討していかなければならないと認識しておりますので、今後におきましては、他自治体の事例などを調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　西村議員。

○１４番（西村盛男君）　答弁の内容を理解いたしましたが、様々なケースを想定する必要があると思っています。

新聞報道でもあったとおり、真冬の対策というのも非常に重要でありまして、一例を挙げれば、先ほど部長がおっしゃられましたけれども、斗南藩の記念観光村は緊急避難場所に指定されていて、しかしながら、津波のときには北部地域においては、おおぞら小学校とか第三中学校等が指定避難所に指定されているのですけれども、津波のときは使用できないということは、北部の方々は、津波のと

きは斗南藩に避難をしてくる。その後、状況はどうなるか分かりませんけれども、道路が通行できるのかどうか分からないのだけれども、指定避難所である離れた市のスポーツセンターまで、北部の方々は移動してくるわけですよね。やはり御高齢の方も比較的多い地域性だったり、先ほど申し上げたとおり、真冬であったり、いつ災害が起こるか分からない状況の中で、北部地域の方々の安心・安全というのをやはり担保しなければいけないと思っております。

もちろん北部地域の方は、地域のつながりが強いと思っていますし、防災への意識も高いと思っております。また、第一次産業を営まれている方が多いので、ある程度御自宅に備蓄とかもあるかもしれないです。だけどもやはり、例えば、斗南藩の記念観光村から移動できないケースも考えられるわけで、どういった形でも、非常用の物資をある程度準備しておくとか、何かそういったことも検討する余地があるのではないかなと思っております。

それに加えて、北部地域の方が避難するマニュアルが現在あると思うのですけれども、そういったものも一度、先ほど申し上げたことを含めて、整理をしてみることも必要なのではないかなと思っておりますが、どのようにお考えか、伺いたいと思います。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（織笠一任君）　ただいまの再質問、北部地区の斗南藩記念観光村等への備蓄についてお答えいたしたいと思います。

まず、今おっしゃられましたとおり、北部地区の指定避難所というのは、第三中学校とおおぞら小学校になっております。ただ、その避難所は、津波の場合には避難所として利用できませんので、さらに西のほうになります斗南藩記念観光村が指定緊急避難場所となっております。

そして、避難が長期化するとか、避難所に行かなければならないというような状況になった場合には、斗南藩記念観光村から市の国際交流スポーツセンター等への指定避難所のほうへ移動していただくということになります。

その場合に、移動するルートが仮に地震で分断されるとかということになってしまった場合には、避難者が指定避難所に行けなくなりますし、北部地区は孤立するという状況になることが考えられます。

そのことから、まだ具体的な計画としてはございませんけれども、北部地区には津波浸水想定区域以外の場所に非常用物資を備蓄する必要があるものと考えております。

その候補地の一つとしては、斗南藩記念観光村が考えられると思っておりまして、今後は、場所の選定の検討や財源の確保、それから地域の皆様や関係部署と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　西村議員。

○１４番（西村盛男君）　ぜひとも、しっかりとした検討をお願いしたいと思います。

再質問を次に移ります。教育問題の１点目、不登校児童・生徒に対する対応についてであります。

こちらも今後の取組についてでございますけれども、先ほど御答弁の中で適応指導員等を拡充するというお話もありました。その点について、足りているのかどうかというところは、私は承知をしておりませんけれども、今後、市としてはどのように考えておられるのかという点。

そしてまた不登校生徒、先ほど答弁でもありましたとおり、割合としては横ばいではあるけれども、子供たちは減っている。やはり減ってはいないのですよね。割合としては増えているというふうに伺いました。やはり手厚くそういった子供たちを誰一人取り残すことなく、しっかりと救っていかなければいけないと思っています。

例えば教室に入れない子供たちには、ＩＣＴ等を活用して、多様な学び方も提供することも必要だと思いますし、また、保護者の

方々もいろいろな悩みを抱えられていると思うのです。そういった方々の相談体制など、現状どうなっているのか。そこら辺を簡単で結構ですのでちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（加澤　明君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　ただいまの再質問についてお答えしたいと思います。

不登校児童・生徒への支援の具体はどうなっているのかというふうなことでございますが、まず、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカー、そして適応指導員等の配置について、このような人的確保だとか、拡充のための方策は、今後、年齢制限の上限や採用条件の緩和というようなことで、相談員だとかスクールソーシャルワーカーを少しずつ増員していきたいなと考えているところであります。

また、退職教員等に採用の手続等を早めに周知するなどして、学校の要望に応えられるようにと考えているところであります。

さらに、多様な学び方というふうな意味で、ＩＣＴだとか保護者への支援はどうなっているのかというふうなこともございましたけれども、まず、不登校児童・生徒への対応としましては、複数の小中学校でタブレットの端末を活用しながら、教育相談や学校生活アンケート調査で相談しやすい環境づくりを行ったり、オンライン会議機能を用いて授業への参加を促したりするなど活用しているところであります。

さらに、保護者への支援を充実させるためには、国際交流教育センター内に教育相談センターを設置しております。教育相談センターでは、保護者や児童生徒からの電話相談や来室相談に対応しておりまして、実績でいえば、平成３０年度に３４４件だった相談件数は、令和５年には５４４件となりまして、５年間で１．５倍の対応することとなっております。

さらに、教育相談センターでは、通室児童・生徒への学習支援も行っておりまして、例えば、学校でテストを受けることができない児童に対しまして、教育相談センターでテストを実施したりすることが可能になっております。

また、普段の学校においては、教室に入りづらさを感じている児童に対しまして、全ての小中学校において、保健室や相談室等の別室で対応できるように配慮しているところであります。別室では、毎日、心の教室相談員とか、あるいはスクールソーシャルワーカーから教員が相談業務のほかに学習支援も行っており、校内教育支援センターとしての機能を担っているということでもあります。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　西村議員。

待ち時間５分前です。よろしくお願いします。

○１４番（西村盛男君）　ありがとうございました。細かい点につきましては、時間の関係もありますので、様々な機会において、今後もお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、最後の再質問をさせていただきたいと思います。教育問題の３点目、放課後子ども教室についてであります。

御答弁では、放課後子ども教室に準じた取組である地域学校協働活動というものを進めて取り組んでおられるというお話がありました。

私がイメージするものは、この取組をより充実させていって、先々は、本格的な放課後子ども教室というものが、市内全ての学校で実施されてほしいなという思いがあります。

現状、子供たちはどんどん減っていって、それに伴って学校も減っていったり、中学校の話ですけれども、部活動が減っていったり、子供たちのクラブ活動の数が減っていったり、子供たちの選択肢がどんどん狭まっている現状があると思います。

人口が減っていくから、予算が厳しくなっていくから、こんな時代だからしようがないと大人が諦めるのではなくて、しっかりと子

供たちが伸び伸びと育っていける環境、活動できる環境をつくるのが大人の役割だと思いますし、その課題を整理して、課題を突破して、実現するのが政治の力だと思っています。非常に課題は多くあると思いますし、今後、実施に当たっては、様々な方々の協力も必要となると思います。

そういった中で、現在、取り組まれている地域学校協働活動の取組を今後どのように拡充していくのか。また、仮に導入するとした場合、どのような課題ですとかといったものがあるのか、それをどう解消していくのか、その点について現状の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（加澤　明君）　答弁願います。

教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　ただいまの地域学校協働活動の今後の進め方という最初の再質問について答弁したいと思います。

まず、今後の進め方につきましては、現在一部の学校で実施している放課後子ども教室に準じた活動ですけれども、こちらのほうをしっかり教育委員会で検証をしてまいりたいと考えております。

そして、その活動の検証内容を教育委員会だけでなくて、各学校で持っている地域コーディネーターとの間で共有を図りながら、それを踏まえた上でできることから始めていきたいと考えております。その後ですけれども、関係課、関係機関と実施体制について検討してまいりたいと考えております。

それと、課題のほうをどのように捉えているか、解消していくかというところの部分でございます。その件に関しましては、まず場所の問題と人的不足の問題というのがあるのですが、場所の問題につきましては、他の施設ではなくて、可能な限り学校内の余剰教室や体育館を活用することが望ましいと考えているところなので、学校と今後協議を進めてまいりたい。その上で、学校に場所がないといった場合については、空いている公共施設等で検討をしていきたい。そのために関係課と協議をしてまいりたいと考えております。

あと、人材不足の関係ですけれども、こちらにつきましては、現在、習い事で学校に講師派遣している関係団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

答弁につきましては、以上でございます。

○議長（加澤　明君）　以上で、西村盛男議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

奥本菜保巳議員の登壇を願います。

奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　日本共産党、奥本菜保巳でございます。

それでは、基地問題、行政問題について、通告順に一般質問をいたします。

まず、基地問題について伺います。

基地問題における米軍三沢基地に起因する問題についての１点目、米軍基地から流出した有機フッ素化合物問題について伺います。

米軍基地から有害物質である有機フッ素化合物を含む消火システムの水が基地外に流出してから３年が経過しています。この間、国、県、市がそれぞれ分担して、７か所地点で定期的に水質調査を行っております。

昨年１２月の定期水質調査では、天狗森ため池排水路で、いまだに国の暫定指針値の３．６倍の１８０ナノグラムが検出され、また五川目堤においては、４回目となる１２月の調査で、国の暫定指針値の１５．２倍の７６０ナノグラムが検出され、前回の１０月調査より１５０ナノグラム増えていることが明らかになりました。その原因は不明としています。なぜ今回、当該地点で過去最高の濃度が検出されたのか、その原因究明が必要です。

基地への立入調査では、日米地位協定の環境補足協定に基づき、２０２２年１２月１５日に横須賀基地で実施されています。さらに昨年１２月２０日に横田基地の立入調査が実施されました。

また、ドイツにある米軍アンスバッハ駐屯地では、泡消火剤による汚染に対し、ドイツの国内法を原則適用して、汚染源を特定し、

基地外に流出しないよう米軍側に対策を取らせ、汚染浄化を進めているということです。

三沢市としても、まずは汚染源を特定するために、米軍基地内の調査が必要であると思います。よって、立入調査と汚染処理を米軍側に求めるよう、国に要請すべきであると思います。当市の見解を伺います。

次に、基地問題における米軍三沢基地に起因する問題についての２点目、米兵等による事件・事故への対応について伺います。

米兵とその家族、米軍関係者による事件・事故の被害は、第二次世界大戦後の米軍駐留当初から現在まで続いています。市民は、基地があるがゆえの被害に苦しめられています。

私は、令和５年１２月議会におきまして、米兵による飲酒運転事故について質問しました。米兵が朝方４時頃、被害者宅に車で突っ込み、被害者の車、物置、外壁の一部に損害を与えたまま、その場から逃げたという事件でした。

被害者の方は、本当に困り果て、憔悴しておりました。どこに相談すればいいのか分からず、警察は捜査中の一点張り、防衛事務所に電話をしても、警察の捜査が終わらなければ対応できないということで、途方に暮れておりました。

この事案を受け、相談体制をつくるべきと再質問したところ、当局から、市が開設している様々な相談窓口があるので、そこで親身に対応するとの回答がありました。しかしその後、１年もたたないうちに、またしても米兵の飲酒運転による車庫兼物置小屋への車の突っ込み事件が発生しました。被害を受けた方は、どのように対応すればいいのか、どこに相談すればいいのか、途方に暮れていたということです。

確かに当市には、市民の様々な相談の受け皿はありますが、基地被害に特化した窓口はありません。相手は、様々な特権で守られている米軍関係者で、アメリカ人ですから、通常の相談というわけにはいきません。言葉も通じず、事故現場は米軍側の憲兵隊の通訳で対応し、日本の警察は現場検証もできないケースがあります。

このように、米軍関係者の事件・事故に巻き込まれ、不利益を被っている市民の方々がいらっしゃるのではないでしょうか。明日は我が身と言えるかもしれません。よって、被害者に寄り添う、専門的な相談を受ける窓口の設置が必要であると思います。当市の見解を伺います。

次に、基地問題における「日米地位協定」の見直しに対する市長の見解について伺います。

市長は、過去、県議会議員時代に議会一般質問において、基地問題を取り上げ、三沢市民の基地被害の実態を赤裸々に語り、県に対し、国に日米地位協定の見直しを求めるよう問いただしておられました。その議事録を拝読させていただきました。

僭越ではございますが、その感想を述べさせていただきますと、小檜山市長独特のウィットに富んだ言い回しで、三沢市と米軍基地との歴史や米軍とのトラブルのエピソードを交えながら、不平等で理不尽な協定の核心をついた鋭い質問であったと感じたところです。

その中で市長は、「米軍から許可をもらわないと飛べない青森県内の上空域があるのはおかしい。米軍関係者による事件・事故に対して、日本側が現場検証できないのはおかしい。全国的に米軍基地に起因する事件が多発している状況を見ると、日米地位協定は早急に見直されるべきであり、地元の意向を尊重する制度の構築も必要と考えている」。また、「駐留経費をどこの国より文句なしに一番拠出しているわけですので、運用の拡大解釈だけでは限界に来ている今、遠慮せず、同盟国だからこそ言いたいことをきちんと言い」とまで述べておられました。

私も、運用の改善だけでは、根本的な解決はできないと思います。

私は、令和２年度９月議会で地位協定の見

直しについて市長に質問しています。市長は、「三沢市として運用の拡大で対応したほうが合理的かつ迅速に解決できるので、地位協定の見直しは求めない」との答弁でした。

しかし、三沢市民の利益を第一に考えるのであれば、市民の生命・財産を守り、事件・事故の抑止となる日米地位協定の見直しを国に求めるべきと考えます。

市長の過去における当該協定の見直しを求める、また求めない、この発言の真意も含め見解を伺います。

次に、行政問題の１問目、子育て支援策について伺います。

国民健康保険制度の保険税における均等割について、子育て支援の視点で質問をいたします。

これまでも国民健康保険制度の問題点については、一般質問で取り上げてきました。国保は、一般のサラリーマンや公務員などが加入する保険制度と比較して、加入者は無職、アルバイト、年金者、個人事業者、一次産業従事者などで、年々加入者数も減少している脆弱な構造となっており、収入に占める保険税の負担が重いことが特徴となっています。

そして国保には、保険税に均等割があります。均等割はゼロ歳からの子供にかかる保険税で、子供の数が増えるだけ負担が大きくなる仕組みになっています。子供を産めば出産祝い金を支給する自治体がある中で、国保の場合、子供を産めば保険税の負担が大きくなる仕組みです。これは、少子化対策・子育て世帯への負担軽減策に逆行するものではないでしょうか。

そこで、子供１８歳以下の保険税の負担軽減に取り組む考えがあるか、次の２点について伺います。

１点目として、子供１８歳以下の均等割無料化を実施した場合の概算額は幾らか。

２点目として、岩手県宮古市が実施している一般財源を活用しての当該均等割無料化事業を、当市としても取り組む考えがあるか。当市の見解を伺います。

続きまして、行政問題の２問目、企業における「障害者一般就労」の促進について伺います。

先頃、上十三地区障がい者就労セミナーに参加してまいりました。演題には「福祉的就労から一般就労へ、非納税者から納税者へ、人材不足の担い手と地域活性化」と掲げられていました。障害者の潜在的能力を引き出し、一般就労につなげ、障害者の生きがいや人権を守り、自立した納税者として社会参加を促すための内容となっていました。

国では、障害者雇用の促進に力を入れており、全国では令和６年６月１日時点の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しているとのことでした。しかし、青森県内の民間企業では、前年を下回っています。上十三地域でも、障害者雇用からの撤退、縮小への動きがあると伺いました。

このことから、民間企業への働きかけの強化が必要であると感じました。人口減少に伴う人手不足が深刻になる中、人材不足の担い手として、障害者を育成し、雇用する機運を高めるべきではないかと思いました。

講師から、宮城県栗原市の企業の取組を紹介していただき、早速、栗原市に問い合わせてみました。

栗原市では、行政と企業が連携して、障害者の就労に取り組んでいるということです。栗原市には、栗原地域の産業界が一体となり、地域産業の高度化や受注拡大を図ることを目的とした企業連絡協議会という組織があるそうです。そして、当該協議会の会長はじめ、会員の方が市福祉部局の所管である地域自立支援協議会の委員となり、障害者雇用への理解を深め、会長自ら企業への働きかけに取り組んでいるということでした。

当市としても、福祉部局と経済部局で連携して、栗原市の取組を参考に取り組んではいかがでしょうか。当市の見解を伺います。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（加澤　明君）　ただいまの奥本菜保

巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの奥本議員御質問の基地問題の第２点目、日米地位協定の見直しについては私から、そのほかにつきましては、担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

日米地位協定の見直しに関しましては、日本国とアメリカ合衆国との間で締結された国家間の条約であることから、国において、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的であると考えておりますが、一方で、見直しに係る議論は、国家間の条約という極めて重要な決まり事であることから、慎重に進める必要があると考えております。

こうした中において、当市におきましては、これまでも米軍三沢基地と良好な関係を築いていることから、基地に起因する諸問題に対して、地元レベルで良好に対応できていると考えており、日米地位協定の見直しについて、現段階では早急に議論を進める必要はないと考えております。

いずれにいたしましても、市民の生命・財産を守ることが何より重要でありますので、基地所在により市民の皆様の生命・財産が脅かされることがないよう、今後も米軍三沢基地に対して言うべきことは毅然とした態度で申し述べてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　基地問題の米軍三沢基地に起因する問題についての第１点目、米軍三沢基地から天狗森ため池及び五川目堤に流出した有機フッ素化合物に係る米軍基地内への立入調査と米軍側による汚染処理に関する当市の対応についてお答えいたします。

初めに、米軍による漏出事故が発生した際、基地内の立入調査を行うためには、日米地位協定に関する環境補足協定において、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合とされており、加えて、米軍から通報が行われたときに、日本国政府、都道府県、または市町村は、地方防衛局を通じて現地視察を行うための申請をすることができるとされております。

こうした条件の下、天狗森ため池の事案では、日米地位協定に関する環境補足協定に基づく立入手続は行っていないものの、事案発生後、米軍から基地内における水質調査結果が速やかに市に提供されたほか、米軍三沢基地司令官から市長をはじめとする市職員に対し、基地内の現地において状況説明がなされております。

一方、五川目堤の事案では、米軍三沢基地に起因する蓋然性が高いとされる中で、いまだ米軍からの詳細な情報もなく、原因の究明に至っていないことから、当該立入調査の対象とならない旨、東北防衛局から回答を得ているところでございます。

また、米軍側による汚染処理につきましては、現時点で環境省から河川及び湖沼などの公共水域における対策について示されていないことから、同省から出されているＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引により、青森県と協議しながら両水域の監視調査を実施しておりますが、去る令和６年１２月実施分の調査結果において、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合算値について、両水域とも暫定指針値を超えた高い数値が計測されたことから、令和７年１月、これは公表の翌日になりますけれども、東北防衛局に対して速やかな情報提供について改めて要請したところでございます。

今後におきましても、国の責任において米軍に対し詳細な情報を求めるとともに、適切な措置を講ずるよう要請してまいります。

基地問題の米軍三沢基地に起因する問題についての第１点目は、以上でございます。

次に、基地問題の米軍三沢基地に起因する問題についての第２点目、米軍関係者による事件・事故の被害者に対する総合的な相談窓

口設置についてお答えいたします。

米軍基地が所在する当市にとりまして、米軍関係者の事故等は、市民が快適に生活する上で不安に感じることの一つと認識しておりますが、万が一、米軍関係者との事故に遭った場合には、公務中と公務外で対処方法が異なってまいります。

現状においては、米軍関係者が公務中であった場合には、日米地位協定の実施に伴う民事特別法に基づき防衛省が補償等の手続を行うこととなってございます。また、公務外であった場合には、原則、一般的な個人同士の事故同様、事故を起こした当事者間の示談解決が基本となっているところでございます。

御質問の市民が米軍関係者との事故に遭った場合、被害者に対する総合的な相談窓口の設置に関しましては、公務中・公務外にかかわらず、三沢防衛事務所が相談窓口となってございます。

議員御提案の市役所への相談窓口設置につきましては、当市では、これまでも市民の皆様からの問合せや各種相談には担当部署が窓口となり、その問題解決に向け、関係機関と連携・協力しながら対処・対応してきている現状にありますことから、今後におきましても、この体制を維持し、引き続き市民の皆様に寄り添った対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　行政問題、子育て支援策についての第１点目、健康保険税における１８歳以下の子供の均等割無料化を実施した場合の概算額についてお答えいたします。

当市の国民健康保険税の算定方式は、所得割、均等割、平等割、資産割の４方式により算定しておりますが、令和７年度分からは、資産割を廃止し、３方式で算定することとなっております。

また、保険税の負担軽減措置といたしましては、低所得世帯を対象として、所得基準により段階的に７割、５割、２割の軽減措置をしており、均等割につきましては、未就学児は５割軽減の措置を取っております。

令和７年１月末時点での１８歳以下の国保加入者は７２６人であり、御質問の均等割無料化を実施した場合の総額は、軽減している分を差引き、概算で１，２６４万円となっております。

行政問題、子育て支援策についての第１点目、国民健康保険税における１８歳以下の子供の均等割無料化を実施した場合の概算額については、以上でございます。

次に、子育て支援策についての第２点目、国民健康保険税における１８歳以下の均等割無料化の見解についてお答えいたします。

平成３０年度から国民健康保険財政の安定確保のため、都道府県が国保運営の責任主体となり、国保の県単位化を図ったところであります。

また、青森県国民健康保険運営方針において、国民健康保険特別会計については、原則として必要な支出を保険料や交付金等で賄い、法定外一般会計繰入や翌年度予算からの繰上充用に頼ることなく、当該年度の収支の均衡を保ち、安定的な運営に努めることとされております。

御質問の１８歳以下の均等割無料化につきましては、当該方針からそれ、当市独自の減免制度を設けることとなりますことから、現在の国民健康保険制度の趣旨にそぐわないものと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　経済部長。

○経済部長（坂岡敏行君）　行政問題の第２点目、企業における障害者一般就労の促進についてお答えいたします。

現在、当市では、令和６年度から令和１１年度までの６年間を計画期間とする三沢市第４期障がい者計画を策定し、障害者の雇用及び就労の支援に向け、就労支援体制の拡充、一般就労に向けた障害者雇用の促進及び障害特性に応じた多様な就労機会の確保に取り組

んでおります。

当市におけるこれまでの障害者雇用及び就労支援に係る取組といたしましては、健康福祉部が所管する三沢市障害者支援協議会に、障害者就労支援部会を設置した上で、三沢公共職業安定所、障害福祉サービス事業所及び特別支援学校等と連携を図りながら、市民向けの啓発事業をはじめ、障害者就労説明会等を開催するなど、障害者の働く環境について理解促進を図ってきたところであります。

御質問の宮城県栗原市における官民一体となった障害者雇用の取組に対する市の見解についてでありますが、この取組につきましては、当市といたしましても、企業における障害者一般就労を促進する上で、大変参考になる事例であると認識しております。

他方で、同様の取組を実施するためには、企業が障害者を雇用する上で抱える課題のほか、様々な問題が存在するものと承知しておりますので、まずは、こういった課題や問題を解決するために、三沢市中小企業振興条例に基づく中小企業振興会議において、本市における障害者一般就労の現状等を審議いただくなどして、企業における障害者雇用の今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、三沢市第４期障がい者計画に基づく取組を継続するとともに、関係機関の連携協力体制の再構築に努めるなど、引き続き障害者一般就労の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、基地問題の１点目、有機フッ素化合物です。今回、立入調査のことに関しては、日米地位協定と環境補足協定で、発生後すぐでないと立入りできないというようなことを今言われましたよね。ここでも日米地位協定の壁があるのだなと、やはりこれは変えなければいけないなと思ったところですけれども、まず、有機フッ素化合物に対する考え方として、私は提起したいのですけれども、１９８２年に国連総会で採択された予防原則という定義があります。予防原則とは、「科学的な因果関係が十分に証明されていない場合でも、人の健康や環境に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に、規制措置を可能にする」という考え方だということです。

今回の有機フッ素化合物の問題では、予防原則に立って対応していかなければならないと思います。日本では、当該化合物による健康被害などの知見が十分でないという理由から、まだまだアメリカやヨーロッパに比べれば危機感が足りず、遅れている状態だと思っています。これでは、住民の健康は守れませんし、次の世代にツケを回すことになります。

当該化合物は有害であり、発がん性があることはＷＨＯでも指摘されているわけですから、汚染源が米軍基地内であることは明らかである以上、基地内のどこから流出しているのか、はっきりさせなければならないと思います。

横須賀では、基地内の排水処理施設からの排水から暫定基準値の１７２倍の有機フッ素化合物が検出されたということから、防衛大臣に対し、立入調査をはじめ早急に原因究明を求めているということです。

今回、１２月の定期水質調査の結果で、天狗森ため池排水路、五川目堤では、過去最高値の当該化合物、ＰＦＯＡ・ＰＦＡＳが検出されたわけですから、基地からの流出が考えられるわけです。基地内の排水処理施設の排水がどうなっているのか、調査が必要であると思います。

また、米軍からは、問題の泡消火剤を業者に依頼し、適正に廃棄・焼却したということでしたけれども、岡山県の吉備中央町では、業者が使用済みの活性炭を放置していたことが原因で汚染された。住民の方々の血液検査に高い濃度の有機フッ素化合物が残っている

ということで、大変今問題になっていますけれども、そういったこともある事案から、三沢市としても、業者も含め、その処分方法が的確に行われたのか、どこで処分したか、再確認が必要だと思います。この点についての答弁をお願いします。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、米軍の泡消火剤の処理ということであれば、令和４年１２月には焼却処分が終わっていると報告を受けてございます。その再確認ということであれば、適切にできているのかどうかというところは、国に対して、私どものほうから確認してまいりたいと考えてございます。

それから、排水がどうなっているのかというようなところもございましたけれども、これは、全ての排水箇所について市で把握していないところもございますので、令和６年１０月に東北防衛局を介しまして三沢基地からの排水場がどこにあるのかということを照会しているところでございます。

ただ、そこに関して回答はございませんが、そういった要望もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　やはり立入調査というのが本当に必要だなというふうに、今答弁を聞いて思いました。

これも改革していかなければならない事案ではないかなと思うのですけれども、基地内の排水処理施設がどうなっているのかに関しても、すぐに回答がない。適正に処理しているということで、何も米軍基地側からはその後回答がないということで、あまりにも私は、地元に対して誠意がないのではないかなというふうに思います。

今回、排水処理施設の排水がどうなっているのか、また処分をきちんとしているのかということに関しては、今後もしっかりと、先ほども言いましたけれども、有機フッ素化合物は永遠の化合物と言われています。次の世代にツケを回さないように、しっかり処理していく、この対応が必要だと強く申し上げておきたいと思います。

次に、基地問題の２点目ですけれども、基地に起因する事件・事故、前回も、私、質問しまして、相談窓口は総合的窓口。市のいろいろな相談窓口ありますよね、そこで真摯に対応するとおっしゃったのですけれども、残念ながら、それが市民に届いていないのですよね。

いまだに解決されていないし、例えば車同士の事故であっても、そういったことでも、皆さん右往左往しているわけですよ。一般人は、公務外とか公務中とか全く分からないのですよ。相手は全てアメリカ人ですから、英語で話されるわけですし、本当に皆さんも大変な思いをしているのですよ。

そういうことで、総合窓口、相談の受け皿がちゃんとあるというのであれば、せめてそういうことで困っている人に対して専用のダイヤルが必要ではないでしょうか。その点についていかがでしょうか。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

専用のダイヤルとかが必要ではないのかというようなことでございます。

その前に、窓口の周知が足りないのではないかというようなことでございました。

まず、町内会長会議ですとか、あるいは航空機進入表面下の町内会の関わりがございますので、基地渉外課が基地に起因する問題等に関しては担当しているということで、一定の周知が図られているものかなと感じておりますが、市民の負担軽減という観点からいけば、あまり周知されていないというような状況もあると思いますので、その周知方法については、今後どのような方法がいいのか検討してまいりたいと考えてございます。

専用ダイヤルに関しましても、この中で窓

口も含めまして、ダイヤルが必要なのか必要でないのかにつきましても、中で議論してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　全然周知されていないと思います。なので、しっかりと専用ダイヤルなり……。

本当に困ったときに、警察だとか、そしてまた防衛事務所に電話しても、全くはかどらないというか、進まないという状態で悩んでいるわけですから、その点について、市として、住民に一番近くで寄り添わなければならない行政ですから、その点はきちんと対応していただきたいと思います。

次に、基地問題の日米地位協定の見直しについて伺いたいと思います。

市長は当初、県議会議員になられてすぐだと思うのですけれども、その当時に力強く日米地位協定の見直しが必要だと、本当に素晴らしい内容の質問だと私は思いました。しかしながら、今は、またちょっと変わってきたということで、残念に思っているのですけれども。

私は、市長と米軍側が良好な関係を深めたとしても、日米地位協定が抱える様々な問題を解決することはできないと思っています。今のＰＦＡＳ、ＰＦＯＡの立入りもそうですけれども。

当該協定というのは、おっしゃるとおり日本とアメリカの国家間の協定で、米軍と三沢市の協定ではありません。現在の地位協定では、米軍が管理している空域を自由に飛行できない。空港では、米軍の訓練使用が優先される。事件・事故が起きても、日本の法律で裁くことができない。日米合同委員会の運用の改善で、低空飛行訓練の禁止を決めても守られない。夜間１０時以降の訓練はしないと決めても守られない。そもそも、運用の改善というのは法的拘束力がなく、米軍の努力義務で強制力がありません。緩いのです。だから、性被害や事件・事故が繰り返されてきました。これを市長はどうやって解決するのでしょうか。

有機フッ素化合物の問題でも、米軍の許可がないと基地の立入調査もできない。基地に起因する問題が発生しても、一々その都度、米軍にお伺いを立てないとならない。解決するには、地位協定の改定が必要であると思います。それを国にしっかりと求めていく。

この協定を見直せば、ドイツやイタリアのように、主権国家として米軍に許可をもらわなくても迅速に対処できるのです。そのほうが合理的で、迅速に解決できる道だと私は思っております。

これ本当にそういうふうに思うのですけども、市長いかがですか、このことについて。

○議長（加澤　明君）　市長。

○市長（小檜山吉紀君）　まずお断りしておかなければならないのは、私が県議会議員になって間もなく、ヘリコプターに乗せてもらったことが２回ありました。当時、拉致問題が発生しておりまして、七里長浜、木造等に北朝鮮の木造船が入ってきたと。そういうときに、一刻も早く県警ヘリコプターが行くためには、つがる市のＸバンドレーダーの上空を通らなければならない。それが一々アメリカの許可を得なければ、１分１秒を争うときに大変なことになるのではないかと。

ヘリコプター基地は青森空港のすぐ脇にありまして、１００メートルぐらいがあれば真っすぐ木造までは１５分、むつまでは２０分、大畑までは２５分でヘリコプターは行くというわけです。ですから、１分１秒が非常に重要だったと。

それをなぜ、お客様である米軍に許可を得てからでないと飛べないのだということを非常に不思議に思ったわけですけれども。

あれは米軍の配慮でして、Ｘバンドレーダーの上空というのは非常に強い電波が飛んでいるのだそうです。ですから、それを強引に飛んだ場合、ヘリコプターの計器に狂いが出ると。強引にやった場合、障害が出るくらいの電波だということを、後で説明を受けま

した。ですから、これは米軍の配慮で、必ず許可を得てくださいということだったと思います。

そしてまた、地位協定というのは、国防に関しては国の専管事項であります。したがって、自治体がなかなか口を挟めないのは当然でしょうし、相当米軍は強い権力の座に置かれているわけです。青森県の上空だけでなくて、横田空域に見られますように、日本の根幹をなす飛行空路の中においても、糸魚川から静岡までのラインの領域は飛べないということで、皆さんも御経験あると思いますけれども、羽田を飛び立ってから一回南のほうに行って、太平洋に出てから西へ向かうというルートになっていますので、非常に地位協定というのは複雑、好奇、そして難しい問題だなというものでございます。

奥本議員がお尋ねの様々な基地に起因する問題、これは当然、市民の安心・安全に関する重大な危険なことでありますけれども、やはり国家間の約束に従って、東北防衛局の窓口は三沢防衛施設事務所ですので、そういうところと、さらに懇親を進めながら、なおかつ相談して、どういうふうにすればより早くスピード感を持ってできるかというのを、これからもまた、さらに力を入れてやっていきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　県議会議員になられた当初は、そういう誤解があったということでのお話でしたけれども、私は逆に、米軍が配慮してくれたということ、レーダーからですね。普通であれば、ドイツとかそういうところでは、こちら側が要求して、それに米軍側が従うので、本来であれば、ドクターヘリとか様々な緊急なヘリコプターが、いつでも必要なときに飛べるような状況にしていかなければならないと私は思っているので、それは配慮とは言わないのではないかなというふうに思います。

私は、合理的に解決するという道は、日米地位協定を見直しするしかないと思っているのですけれども、私は、再々質問はいたしません。これは押し問答になるからということで。

ただ、市長には言っておきたいのですね。「初心、忘るべからず」と申し上げておきたいというふうに思います。

次に、行政問題、国保均等割についての再質問をさせていただきたいと思います。

今、均等割については、国保のほうで法定外繰入ということで、国では禁止しているわけなのですよね。それは分かっているのです。

宮古市も、この事業をやることによってペナルティーを食らって、３００万円～４００万円を払っているそうなのですよ。毎年、反省文も書かされているそうです、この事業をやるために。これはひどいなと。本当に、この国の政府は一体何考えているのかなと私は思っているのですけれども、これだと、本当に弱い者いじめだというふうに言わざるを得ません。

今、国では、未就学児に対して半額助成をしているのですけれども、少子化対策として、国に対して、さらに１８歳以下まで均等割を無料にするよう拡充するべきだということを市として求めるべきだと思いますが、この点についていかがですか。

○議長（加澤　明君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　国に対して、子供の均等割の拡充について申し入れるつもりがあるかという質問にお答えします。

当市として、単独で申入れや要望をすることは考えておりません。

しかしながら、国民健康保険税の子供に係る均等割分の軽減措置の対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充につきましては、全国市長会議において、令和６年６月に重点提言として決定されております。また、全国知事会においても、同様の提言がなされているものと承知しております。

そのような中で、当市といたしましては、今後、国による子供にかかる均等割分軽減策の議論の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　全国知事会とか、そういうところで国に申入れしているから、市は必要がないのだみたいな、そういうふうに受け止めました。そんなことはありません。

今、国がようやく動いて、未就学児に対して半額負担してくれるというのは、これはおかしいという全国的な運動がきっかけです。ですから、知事会とか国保審議会とか様々な団体以外にも、全国的な自治体が声をあげてようやく国が動くのです。

ですから、三沢市として、人任せではなくて、そういう国に対する要望をするという場面もたくさんあると思うのですよね。行っていますよね、いろいろ要請に、行動していますよね。そういうところでも、しっかりと市として要請するべきだと私は思います。

どうでしょうか、市長、どうでしょうか。すみません、急に振って申し訳ないのですけれども。

これは市として、市長もお感じになっていると思うのですけれども、やはり全国的に、声をあげていかないと、国は動かないのですよね。ですから、知事会だからいいとか、何会だからいいとかではなくて、市として、子供たちのために均等割、何で子供に加算するのか分からないのですけれども、これは市としても声をあげていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加澤　明君）　市長。

○市長（小檜山吉紀君）　今ほどの質問ですけれども、一定のルールがございまして、一自治体がぽつぽつ手を挙げるよりは、徒党を組んで組織を動かしていくというのがより理想的でないかなと思っていますので、方針は変わらないと。

以上です。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　市民が聞いたら本当に悲しんでいるのではないかなというふうに思いました。

そういう団体で動くほうが、効率的というのですか、合理的だということなのかもしれませんけれども、私は、多くの場で声をあげていくということが、今までも、子供の医療費無料化であったり、学校給食であったり、これは本当に地道に各自治体等が声をあげて実現してきたものだと思っています。ですので、私はしっかりと市として対応していくべきだということを申し添えて、次の障害者一般就労について質問させていただきたいと思います。

まず企業が、青森県、そして三沢市の障害者雇用が減少しているということですね。これはちょっと残念だなと私は思っていまして、三沢市としても、福祉的観点から様々なイベントとか、一生懸命やっているということは承知しておりますが、どうしても企業のほうまでそれが浸透していないといいますか、様々な障害者に対する雇用をした場合に、特典と言ったらあれですけれども、いろいろな補助があるわけですよね。そういったことも含めて、一番働きかけが大事だというふうに思っています。

先ほど、中小企業の団体の方々にこれを提案していきたいというふうにおっしゃっていましたけれども、そのときに、前も言ったのですけれども、強調していただきたいのが、障害者を雇用したことでどれだけ企業にメリットがあるのかということをもっともっと強くアピールしていかなければならないと私は思うのですよね。

それと同時に、ジョブコーチ、障害者の方が雇用に慣れるまでの間を担当する指導員、そういった専門的な方をずっと置いてもらうとか、それにも補助が必要だと思うのですけれども、そういったことも含めて、セットで中小企業に働きかける必要があると思いま

す。その点についていかがでしょうか。

○議長（加澤　明君）　経済部長。

○経済部長（坂岡敏行君）　ただいまの、企業へもっと働きかけ、企業へのメリット等のアピールをしたらどうかという御質問にお答えいたします。

先ほど、私のほうで申し上げました中小企業振興会議ですけれども、私も経済部長になってから２年間、全ての会議に出席しておりますが、この中でも、障害者雇用については話題に上がっておりました。ということで、今回こういった質問の中で、もう一度中小企業振興会議の中でももちろん取り上げて、さらには、健康福祉部で行っているところと我々経済部が行っているところを一緒に連携しながら取り扱ってみてはどうかということで、今回お答えさせていただきました。

その中で、今回の取組というのは、民間の協力というのが不可欠であります。そういった中で、確かに今おっしゃられたとおり、全国では数値が上がっているのに、青森県、三沢市で数値が若干下がっているというところの理由、原因、この辺も分析してみたいと思っております。

そういった中で、中小企業振興会議にもお諮りしたいし、また、御紹介いただいた栗原市、あるいはそのほかにもいろいろな成功事例というのがあるかと思いますので、そういったところも調査しながら、我々もそういう企業に紹介して取り組んでまいりたいと思っております。

また、先ほど申し上げました国の補助といったものも健康福祉部のほうと連携しながら説明していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午前１１時５８分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（加澤　明君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（佐々木卓也君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

小比類巻孝幸議員の登壇を願います。

小比類巻議員。

○６番（小比類巻孝幸君）　議席６番、市民クラブの小比類巻孝幸でございます。本議会最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、２点質問させていただきます。まず、騒音移転跡地の活用についてであります。

三沢基地飛行場周辺では、飛行場東側の四川目地区が、昭和５４年に航空機の音が著しくうるさい区域とされる第２種区域に指定されて以降、昭和６３年より住民の念願であった集団移転が本格的に開始され、平成２２年までには、四川目地区、浜三沢と岡三沢地区の一部、五川目地区及び天ヶ森・砂森地区の、合わせて５５０戸を超える集団移転事業が大規模に実施されてきました。

現在、その結果として、基地周辺に約６３．６ヘクタール、天ヶ森・砂森地区も合わせると約８４．７ヘクタールに及ぶ広大な集団移転跡地が形成されています。

この集団移転跡地の位置づけについて、防衛省の集団移転事業の紹介では、「公園緑地などへ一体的に有効利用が可能な跡地」と明記されており、国が定めた利用制限や航空機騒音の問題はあるものの、第２種区域として国有地となった後も、国や市民が利用可能な土地となっています。

集団移転跡地の利用について、三沢市では、これまでドッグランや四川目ふるさと公園などの市民の憩いの場としての整備やモトクロス競技場や畜産用の牧草地などへ土地の貸出し及び冬期間は雪捨て場など、一部については市民の希望を反映した利活用を行ってきました。

しかし、いまだ三沢地域の中心部には雑草

に覆われた広大な土地が未利用のまま残されている現状であり、そのため、市民の方との対話の中でも、「スポーツ公園的な整備ができないか」という相談や「自衛隊や国の施設を誘致・要望してはどうか」など、移転跡地の利用について多くの御意見をいただいております。

そこで、まず、三沢市における現在の移転跡地の利活用状況についてお答え願います。

国有地となっても、三沢市に存在する土地であり、活用の仕方次第で、市民の大きな財産となる移転跡地を放置することなく、市の発展や市民生活に生かされるよう、広く市民の要望・意見を募りながら、そして国にも移転跡地活用の重要性を認識してもらい、具体的・計画的な利活用政策を共に行っていくことが必要であると考えます。

また、現在の移転事業の進捗を見据えますと、市街地周辺にまで移転跡地が広がる可能性が大きく、移転跡地の利活用は、三沢基地と三沢市民との共存共栄を続けるためにも早期に着手するべき政策と考えます。

そこで、２点目として、移転跡地の活用に対する今後の取組について、三沢市のお考えをお答え願います。

続きまして、空き家バンク制度について質問いたします。

空き家バンクとは、行政が空き家または空き地の情報を集約して、利用を希望する人に紹介する制度であり、移住・定住を促進して人口減少の歯止めや地域の活性化などの効果が期待できるため、現在、全国の市区町村の７割以上で制定されています。

空き家バンク制度のメリットとして、紹介手数料が削減できたり、新しく土地を取得して新築で家を建てるよりも安価で家が買えたり借りられたりするなどのコスト面や、自治体が保障することで、新しく居住を希望する方々も安心して空き家を利用できることなどが挙げられます。

空き家バンク制度は、青森県において、４０自治体中３７市町村で既に制定運用されていますが、県内１０市のうち制定に至っていないのは三沢市だけであります。

この状況について、令和６年６月議会での久保田議員の一般質問に対して、市当局の答弁では、「今年度、空家等対策計画の見直し作業が予定されていること、制定後には市ホームページを活用し、物件情報や市の支援策などを掲載、ＰＲに努める」との回答でしたが、空き家バンク制度を制定する時期や計画内容についての明確な回答はなされませんでした。

三沢市の中心市街地では、活性化促進地域であるにもかかわらず空洞化が進行しています。人口減少や中心市街地活性化などへの対策の一つとして、多くの市民が活性化促進地域に居住し、賑わいをともに創出することが重要であるため、空き家を効率的に活用できる空き家バンク制度は、地域活性化への大きな一助となる政策であります。

さらに、今後の可能性としての住民移転において、居住地の選択肢を広げることができる重要な政策であると考えられることから、令和７年度の制定、運用開始を強く求めたいと思います。

そこで、まず、三沢市における市街地を中心とした空き家の状況についてお答え願います。

さらに、２点目として、空き家バンク制度に対する市の取組についてお答え願います。

以上で、私の壇上からの一般質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（佐々木卓也君）　ただいまの小比類巻孝幸議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの小比類巻議員御質問の行政問題の騒音移転跡地の活用についての第１点目、現在の移転跡地の利活用状況については私から、そのほかにつきましては、副市長並びに担当部長からお答えさせますので、御了承願いたいと存じます。

三沢飛行場周辺の基地騒音対策に係る移転事業につきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、騒音区域として、第２種区域及び第３種区域に指定された地区の宅地等について、所有者の希望により国が土地の買入れ、移転補償を行うものでございます。

当該法律により、これまで当市で行われた移転事業に伴う移転跡地の総面積につきましては、三沢市の総面積１万１，９３９ヘクタールに対し、約５１１ヘクタールであり、このうち有効活用している移転跡地は９０ヘクタール、割合にして約１７．６％となっております。

当市が東北防衛局から使用許可を受け、借り受けて活用している主なものといたしましては、牧草地が６９．５ヘクタール、四川目モータースポーツ広場が７．８ヘクタール、四川目ふるさと公園が約４．４ヘクタール、馬力大会会場等に使用する四川目多目的広場が約４．２ヘクタール、野球練習場として使用されている向平運動広場が約２．４ヘクタールとなっております。

また、民間の個人及び法人が使用許可を受け、借り受けして活用しているものといたしましては、駐車場や資機材置き場等として約０．４ヘクタールの利用となっております。

これらのほか、一時的に使用許可を受けて活用しているものとして、航空祭での臨時駐車場敷地やお盆、年末年始等、繁忙期における空港利用者専用の駐車場敷地、冬季の雪捨て場敷地等で活用しております。

私からは、以上です。

○副議長（佐々木卓也君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　行政問題の騒音移転跡地の活用についての第２点目、移転跡地の活用に対する今後の取組についてお答えいたします。

これまでの当市における移転跡地の活用につきましては、現に移転跡地を活用している関係各課に対し、移転跡地の利用状況について確認するとともに、利用計画を立案、協議するなどして活用を進めてまいりました。

また、関連団体から意見聴取を実施し、平成２５年度に、市ホームページ、広報みさわ及びマックテレビにより、移転跡地利用計画の意見募集を行うなど、広く移転跡地の有効活用について検討してきております。

こうした中において、移転跡地の活用の検討を進める上で、四川目地区をはじめとする飛行場の東側の移転跡地は、津波浸水想定区域に含まれる部分が広範にわたるため、多くの市民が集う場所として活用することは適当でないという御意見もあり、それぞれ移転跡地の存在する場所により、目的や活用方法が異なってくるものと考えてございます。

御質問の今後の取組についてでありますが、現時点で、移転跡地の政策的な活用には至っておりませんが、今後、当市の移転跡地の活用状況を注視するとともに、他市等の移転跡地の活用事例を調査・研究するとともに、将来にわたって、市民にとって有益な移転跡地として活用できるように、鋭意検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　副市長。

○副市長（佐々木　亮君）　行政問題の空き家バンク制度についての第２点目、空き家バンク制度に対する市の取組についてお答えいたします。

空き家バンク制度は、空き家の利活用を促進するため、自治体が空き家情報を収集・管理し、ウェブサイト等を通じて、所有者と利用希望者とのマッチングを支援することで空き家の流通を促進し、地域の活性化を図ることを目的としております。

当市におきましても、空き家対策は重要な課題であると認識しており、移住・定住等の観点からも、空き家の利活用を進めていく必要があると考えております。

空き家バンク制度の構築につきましては、第２次三沢市空家等対策計画の策定作業の中で、現在、実施している空き家の所有者への意向調査の結果等を踏まえ、より利便性の高

い制度の構築に向けた検討を行っております。

また、空き家バンクの構築・運営に当たっては、物件の調査や売買など不動産に係るノウハウが必要不可欠と考えております。

このことから、令和５年１２月に施行された改正空家等対策の推進に関する特別措置法において、新たに創設された空家等管理活用支援法人制度の活用を考えており、現在、法人の指定に向けた募集を行っているところでございます。

当市といたしましては、このような取組を着実に進め、来年度中の空き家バンク制度の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　行政問題、空き家バンク制度についての第１点目、市街地を中心とした空き家の状況についてお答えいたします。

近年、人口減少や少子高齢化を背景に全国的に空き家の増加が深刻な問題となっており、当市におきましても、重要な課題であると認識しております。

また、空き家は、防災・防犯上のリスクのほか、景観の悪化や衛生上の問題、さらにはコミュニティの弱体化など、地域に悪影響を及ぼす可能性があるため、空き家の適切な管理や利活用の促進など、総合的な取組を実施していく必要があると考えております。

当市における空き家の状況につきましては、令和２年度に市内全域を対象とした実態調査を実施しており、それ以降は、町内会や市民の皆様からの情報提供を基に随時データを更新し、空き家の把握に努めているところでございます。

御質問の市内における空き家は、令和７年１月末現在、７７５件であり、前年度の７８１件から６件減となっております。

また、平成１９年から平成２５年までを計画期間としていた三沢市中心市街地活性化基本計画における区域内の空き家は２０５件となっており、そのうち利活用可能な空き家につきましては１６７件と想定しております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　小比類巻議員。

○６番（小比類巻孝幸君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、質問の順に再質問させていただきたいと思います。

まずは、騒音移転跡地の活用について、小檜山市長のほうから、現在の移転跡地の利活用状況、私の三沢市のホームページのほうから拾った面積とか、それとちょっと違う数値で御説明していただきましたが、市長がお話ししていただいた面積５１１ヘクタールが正しい数値だと思いますので、私の質問中での数値は訂正させていただきたいと思っておりますが、その中でも、利活用できているところは、そのうちの５分の１程度の面積だというお話でした。ただし、非常に市民の要望を酌んで様々な分野で利用させていただいていると。

私も、先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、市民からも、その利用について、土地の利用ですので、できないかという相談、何件もいろいろな分野でいただいております。

ただ、それを市役所のほうですとか、三沢防衛事務所のほうに相談しても駄目ですよということはないのですね。条件はあるけれども一緒に考えましょうと言っていただけていて非常にありがたいなと思っております。それが、今、市長からお話ししていただいたような広い分野に利活用できているところだと思います。

ですので、１番目のほうの状況としては、市民の意向は酌んでくれているなということを確認させていただきましたので、再質問はないのですが、２番目の今後の取組のベースになるのですけれども、今の活用状況の話を聞いても、これは国有地なのです。国の土地なのですが、国の施設、国の活用、国が主導

になった活用がない。要は、市として頭を下げて使っているものしかない。

やはり市民としては、市の発展のためにも、国の土地なのだから、国の施設が来て、外から人がどんどん来るとか、新しい発展があるとか、そういうことも期待する声が多くて、市民が意見する利用計画のものがあって、市民の意見を酌み取っていますよという当局の部長からの活動内容も説明していただいたのですけれども、まず第１点目、要は、市民の意見を酌み取る活動は今も続けているのか。もし続けているのであれば、今現在、ここ数年間のうちに、また新しいどういう希望が市民のほうから寄せられているのか。そういう経過がありましたら、具体例がありましたら、教えてください。

○副議長（佐々木卓也君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

関連団体からの意見聴取ですとか、ホームページとか、広報みさわ、マックテレビでの意見募集というようなことでしておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、震災以降、津波浸水想定区域が含まれるということも、東側が特にありましたので、現時点では、市民からの意見募集は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　小比類巻議員。

○６番（小比類巻孝幸君）　震災ですとか災害の関係もあって、少しそこの利用促進は中断しているというような形と受け止めました。ただし、市民からの意見は多い。

特に、国に要望して、市の政策として進んでいる岡三沢地区の移転が、国に認められた暁には、市街地に近いところが国有地になっていくというところで、三沢市としても国と協議して、市民の意見を……。

市民は、強い意見を持っている方々、様々ないいアイディアを持っている方々、理解をしていただける方々がいらっしゃるので、国と協議する場というのはしっかり設けていかないといけない、パイプをつくっていかなければいけないと思います。

その中で、我々、基地対策委員会でもよく議題に上がりますけれども、在り方検討会議ですとか、国と三沢市が特別に膝を交えて話ができるというところもあるわけですよね。そこをちゃんと強固にして、第２滑走路を契機とした在り方検討会議でしたけれども、そこはどんどん三沢市の必要なものというものを国に理解してもらえるような窓口にできるのではないかと思うのです。

ここの再々質問になりますけれども、市当局として、市民の意見、もしくはこれからの三沢市の財産としての土地利用ということを国に要望するという窓口をちゃんとつくっていく、パイプを太くしていくという考えについて、市はどのようにお考えなのかお知らせください。お願いします。

○副議長（佐々木卓也君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再々質問にお答えいたします。

まず、移転跡地の有効活用ということでいきますと、やはり三沢市でもまちづくりを進める上では有効な手段の一つであるというふうに考えてございます。

その上で、議員からもお話がありましたように、国への働きかけということは、これは非常に重要なことだと思います。そういう中でも、具体なプランがなければ、国に対しても物を言えないというような状況になるかと思いますので、先ほど御答弁申し上げましたけれども、将来にわたって、市民にとって有益な移転跡地として活用できるように、まずは庁内で議論を進めてまいります。

それとは別に、何か新たな組織を立ち上げるなどして、国のほうとも対等に話ができるよう今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　小比類巻議員。

○６番（小比類巻孝幸君）　ただいま移転地利用について、専門的な組織までつくってと

いうことで検討していただけるというお話でしたので、ぜひとも、我々、市議会の特別委員会としても注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に２番目に進ませていただきます。空き家バンク制度について。

答弁が１番と２番が前後しましたけれども、空き家の状況についての説明についてです。

令和７年度１月の速報値を出していただきましてありがとうございます。その中では、市内は７７５件の空き家がある。その中で、市中心部の活性化地域は２０５件と。

まず２番目の一般質問は、市街地活性化の一助となるためのということで質問させていただいたのですが、この件数を見ると、要は北浜ですとか春日台の周辺地域が５７０件あるということで、そういう地区を回っていますと、よくお年を召した方々から「私住んでいるけれども、私がいなくなれば、ここの家が空き家になる。その隣も、隣もだ。この３軒、あと１０年すれば空き家になる」ということをおっしゃる方々も多くいらっしゃいまして、空き家対策、人口減少、まったなしだなと思って聞いていましたけれども、こういう数値が出てくると、本当にすぐにでもどうにかしなければと思っております。

今回は、中でも中心部のほうにスポット当てて聞かせていただきたいと思いますが、中心部の２０５件、その中で利用可能なのが１６７件とあります。利用できないところについては、取り壊したり、更地にして、今度は活用したりということが必要になってくるのだと思います。

この空き家バンク制度なのですけれども、１番目について突っ込んで再質問というのはないのですけれども、２番目の空き家バンク制度に対する市の取組で、副市長から「もう来年度にはスタートしたい」というありがたいお言葉をいただきました。これは、ぜひ計画どおり進めていってほしいところなのですけれども。

空き家バンク制度というのは、家だけではなくて土地も一緒にできるということで、まずは、今答弁にありました、空家等管理活用支援法人の方法を利用してというお話で、私も勉強させていただいて、ちょうどその資料がここにありましたので、イメージとして、市区町村が空き家バンクをスタートしますと国交省に申請するのですが、そこから空き家の所有者や欲しい人、買いたい人の間に空家等管理活用支援法人というのが入って業務運用を全て任せるような形の法人だと、国交省の資料でそのように理解していたのですけれども、三沢市として、登録した空き家、空き地の売買などの業務をどういう人たちに法人で任せて、どういう内容で運用していくのか。法人の位置づけと組織づくりをどのように三沢市は考えているのか、ちょっと教えてください。

○副議長（佐々木卓也君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　当市が今募集をかけております空家等管理活用支援法人について御説明いたします。

空家等管理活用支援法人は、自治体が空き家の利活用や管理に取り組む社団法人、ＮＰＯ法人などを指定するものであります。

指定した場合に、支援法人として具体的な取組は２点ございます。１点目は、専門知識が不足しがちな自治体を支援し、空き家対策の効率化を図ること。もう一つは、空き家所有者への情報提供。この情報提供の中には、国の財政金融支援措置や税制による支援措置の情報も含みます。情報提供のほかにも、相談対応を通じて適切な管理や利活用を促進することを図ることとしております。

空き家バンク自体の運営は、市が運営することとなります。現在、募集中でありまして、３月３１日を申込み期限とはしておりますが、今現在まだ申込みはございません。

以上です。

○副議長（佐々木卓也君）　小比類巻議員。

○６番（小比類巻孝幸君）　今、空家等管理活用支援法人についての説明をしていただき

ました。

ちょっと難しくて、私も不動産は素人なもので理解にはまだ時間がかかると思うのですが、業務をどういう方に任せるのか、まだ手を挙げてくれる方がいらっしゃらないという話だったのですが、空き家バンクは、実は県内１０市の中で三沢市以外は、要はやっているということです。

全国版空き家バンクは、アットホームに国交省が委託して管理してもらっている掲載件数が１万件、参画自治体数８５３自治体というものですけれども、それを見ても、十和田市は１２件、むつ市は８件、つがる市も２３件。三沢市規模ですと７００件も三沢市は空き家があるのですが、実際これに登録するときには、そのくらいの規模でスタートすることになるのではないかと思うのです。

でも、私たちが空き家バンクを調べて、先進地調査をしますと、登録の多い広島とかに行きますと数百件の登録があったり、要は、長い年月やっているところは成功している例があります。成功例に準じたことをやるためには、不動産のノウハウを身につけるために、地元の不動産業者とか地元の知見を持った方々が空き家バンクを理解して、協力してくれるのが物すごく大事なのではないかと思います。

ぜひ、誰か手を挙げるのを待ってくれる入札制度ではなくて、空き家バンクが成功している自治体を調査しても、職員の方が何人も、もう汗かいて、もう靴を何足も壊して、歩きました、歩きました、頭下げました、もう絶対それなのですよ。

ぜひ、そういう形で、こういう法人をつくるからということではなくて、やはり市町村の意気込み、気合というのが大事だと思うので、やっていただきたい。法人をつくるということは、直接、空き家の所有者、売手、買手と交渉するのではなくて、要は、我々市区町村のやることは何かというと、売手や買手の人たちに有益な制度にしていくことが大事だと思うのです。

何かというと、国交省でも推奨しているのが、空き家に使える補助金、助成金という、例えばセーフティーネット、困っている方々が、買うところまでいかないのだけども、借りてちょっと直したり、あとは持っている人たちが直してしっかり売れるようにする、貸せるようにする、もしくは使えないところは取り壊して、土地として売買するようにするという補助金が、すごく空き家バンク制度を調べると、国でどんどんそういうふうに活性化してくださいと出てきているのですね。

こういうところも併せて、市として調査しながら、国からこういう補助金制度を導入していかなければいけないと思うのですが、最後に、そういうところに対して市は今どのような取組をされているのか、教えてください。お願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　先ほどちょっと欠けたのですけれども、国のほうでやっております財政、金融、税制による支援措置というものが、細かくいろいろなものがございます、条件も異なったり。

ＮＰＯ法人や民間事業者などによる空き家の利活用や除却にかかる取組に対しての支援策となっておりますけれども、そのようないろいろな支援を事務方も勉強しながら、空家等管理活用支援法人と連絡も取りながら、市民の方が空き家の利活用を図れるように取り組んでまいりたいと思います。

当然、地元の不動産業者のほうにも御協力いただかなければ登録物件数は伸ばせませんので、充実を図るために連携をどんどんしていって、空き家バンクに登録していただけるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　以上で、小比類巻孝幸議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第　２　議案第　２号から
日程第２９　議案第２９号まで

○副議長（佐々木卓也君）　次に、日程第２議案第２号令和７年度三沢市一般会計予算から、日程第２９　議案第２９号市道の路線の認定についてまでを一括議題といたします。

◎日程第３０　総括質疑

○副議長（佐々木卓也君）　日程第３０　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、総括質疑を行いますが、通告がありませんので、総括質疑を終結します。

◎日程第３１　特別委員会の設置及び議案の付託

○副議長（佐々木卓也君）　日程第３１　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２号から議案第２９号までの審査に当たりましては、１６名をもって構成する予算審査特別委員会、８名をもって構成する補正予算審査特別委員会、８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐々木卓也君）　御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数１６名、補正予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には議案第２号から議案第９号までの計８件を、補正予算審査特別委員会には議案第１０号から第１６号までの計７件を、条例等審査特別委員会には議案第１７号から議案第２９号までの計１３件を、それぞれ付託します。

◎日程第３２　特別委員会委員の選任

○副議長（佐々木卓也君）　日程第３２　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました３特別委員会の委員の選任については、三沢市議会委員会条例第８条第１項の規定により、タブレットに配信しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、次の休憩中に、委員長、副委員長をそれぞれ互選し、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、初めに予算審査特別委員会を大会議室において行い、引き続き補正予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

この際、委員会開催のため、暫時休憩します。

午後　１時４５分　休憩

午後　１時５３分　再開

○副議長（佐々木卓也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、執行部より発言の訂正の申出がありますので、発言を許可します。

市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　先ほど、小比類巻孝幸議員の御質問で、空き家バンク制度についての再質問の答弁の中で、空家等管理活用支援法人の募集期間を３月３１日までと申し上げましたが、３月１１日の間違いでありました。大変申し訳ありませんでした。

○副議長（佐々木卓也君）　先ほど設置されました３特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会委員長、小比類巻雅彦委員、副委員長、春日洋子委員。補正予算審査特別委員会委員長、小比類巻孝幸委員、副委員長、下山光義委員。条例等審査特別委員会委員長、瀬崎雅弘委員、副委員長、西村盛男委員とそれぞれ決した旨の報告がありました。

○副議長（佐々木卓也君）　以上で、本日の

日程は終了しました。

なお、明日から１３日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１４日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午後　１時５４分　散会